

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

- 北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築都市局指導部建築指導課】 3

### ◇ 告 示

- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 4
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 5
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 6
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 7
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 8
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 9

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 13

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法の一部改正に伴い、北九州市建築基準法施行細則において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第3号

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第12項」を「第13項」に改める。

第21条の4中「第48条第14項」を「第48条第15項」に改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市告示第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
森薬局	旧	北九州市八幡西区黒崎二丁目4番11号	平成30年2月1日
	新	北九州市八幡西区熊手三丁目1番5号	

2 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
訪問看護ステーションいわさき	旧	北九州市小倉北区篠崎二丁目48番32号	平成29年7月18日
	新	北九州市小倉北区篠崎二丁目48番10号	

北九州市告示第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月27日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
たかのす薬局	北九州市八幡西区鷹の巣二丁目7番28号	廃局のため	平成29年 12月31 日

北九州市告示第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月27日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
たかのす薬局	北九州市八幡西区鷹の巣二丁目7番28号	平成30年1月1日

北九州市告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月27日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
鈴木調剤薬局	北九州市小倉南区城野一丁目15番46号	廃局のため	平成30年2月28日

北九州市告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月27日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
大信薬局城野店	北九州市小倉南区城野一丁目15番46号	平成30年3月1日

北九州市告示第48号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
土曜日 午後1時から午後5時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	平成30年1月19日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所
門司区自転車放置禁止	2台	平成30年	

区域外		1月12日	
	1台	平成30年 1月19日	
J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	15台	平成30年 1月10日	北九州市小倉北区青葉二丁 目1番 青葉自転車保管所
	17台	平成30年 1月18日	
	11台	平成30年 1月26日	
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	6台	平成30年 1月23日	
小倉北区自転車放置禁 止区域外	1台	平成30年 1月4日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	1台	平成30年 1月11日	
	3台	平成30年 1月25日	
	3台	平成30年 1月31日	
小倉南区自転車放置禁 止区域外	17台	平成30年 1月4日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	5台	平成30年 1月11日	

	5 台	平成 3 0 年 1 月 1 2 日	
	1 台	平成 3 0 年 1 月 1 6 日	
	3 台	平成 3 0 年 1 月 1 9 日	
	2 台	平成 3 0 年 1 月 2 2 日	
	5 台	平成 3 0 年 1 月 2 3 日	
	1 台	平成 3 0 年 1 月 2 5 日	
	4 台	平成 3 0 年 1 月 2 9 日	
若松渡船場周辺地区自 転車放置禁止区域	5 台	平成 3 0 年 1 月 2 5 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
若松区自転車放置禁止 区域外	1 台	平成 3 0 年 1 月 2 6 日	
J R 八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 台	平成 3 0 年 1 月 1 6 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
八幡東区自転車放置禁 止区域外	1 台	平成 3 0 年 1 月 5 日	
	1 台	平成 3 0 年 1 月 2 2 日	

	4 台	平成 3 0 年 1 月 2 9 日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4 台	平成 3 0 年 1 月 1 7 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4 台	平成 3 0 年 1 月 2 2 日	
J R 本城駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 2 台	平成 3 0 年 1 月 1 1 日	
八幡西区自転車放置禁 止区域外	8 台	平成 3 0 年 1 月 3 1 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	8 台	平成 3 0 年 1 月 1 9 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所

北九州市公告第 1 2 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成 3 0 年 2 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区東貫二丁目 3 5 5 3 番 1 及び 3 5 5 3 番 1 3 から 3 5 5 3 番 2 4 まで	北九州市小倉北区貴船町 3 番 1 号 大和ハウス工業株式会社北九州支社 支配人 西田宏二